

## 注 文 書

- 1 契約番号 2026000055
- 2 件 名 機械警備業務（鳴子保健・医療・福祉総合センター）
- 3 業務箇所 大崎市鳴子温泉字末沢1番地
- 4 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 別添書類  
（1）仕様書  
（2）参考明細書  
（3）図面
- 6 担当部課 大崎市鳴子総合支所市民福祉課

## 仕様書

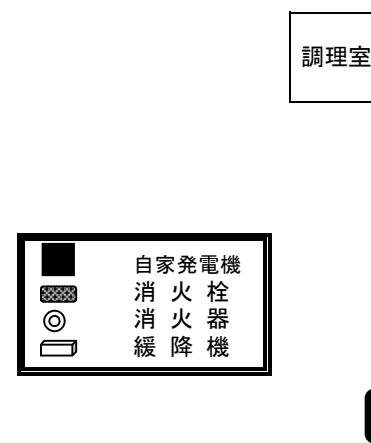
- 1 業務名 機械警備業務（鳴子保健・医療・福祉総合センター）
- 2 業務場所 大崎市鳴子温泉字末沢1番地
- 3 業務の内容 機械警備による施設の防犯及び火災への監視サービスの実施並びに異常発生時の緊急対応
- 4 業務の期間 自：令和8年4月1日  
至：令和13年3月31日（5か年）
- 5 警備方法及び時間 システムによる機械警備  
① 防犯 平日17：15～翌日8：30  
土曜日、日曜日、祝日 24時間警備  
② 火災 24時間警備
- 6 支払い方法 月払い
- 7 入札金額 複数年の総額で作成すること（消費税抜き）
- 8 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること
- 9 特記仕様書
- 長期継続契約の該当について  
本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。
    - (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
    - (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
  - 暴力団の排除について
    - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
    - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
    - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以

下「暴力団員等」という。) から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

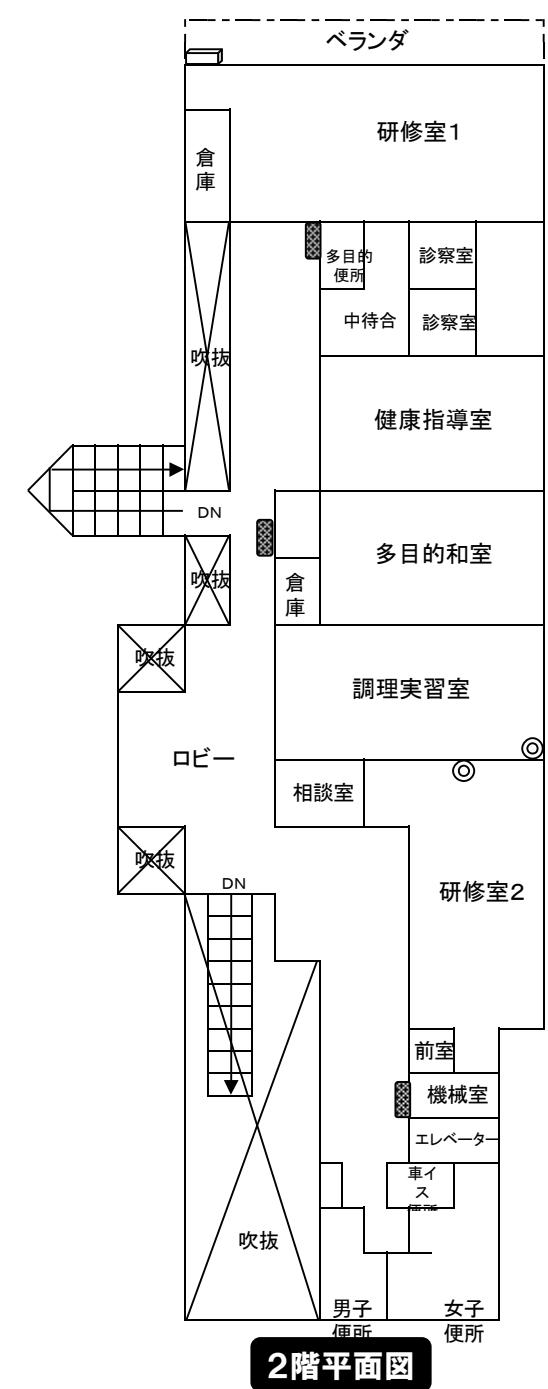
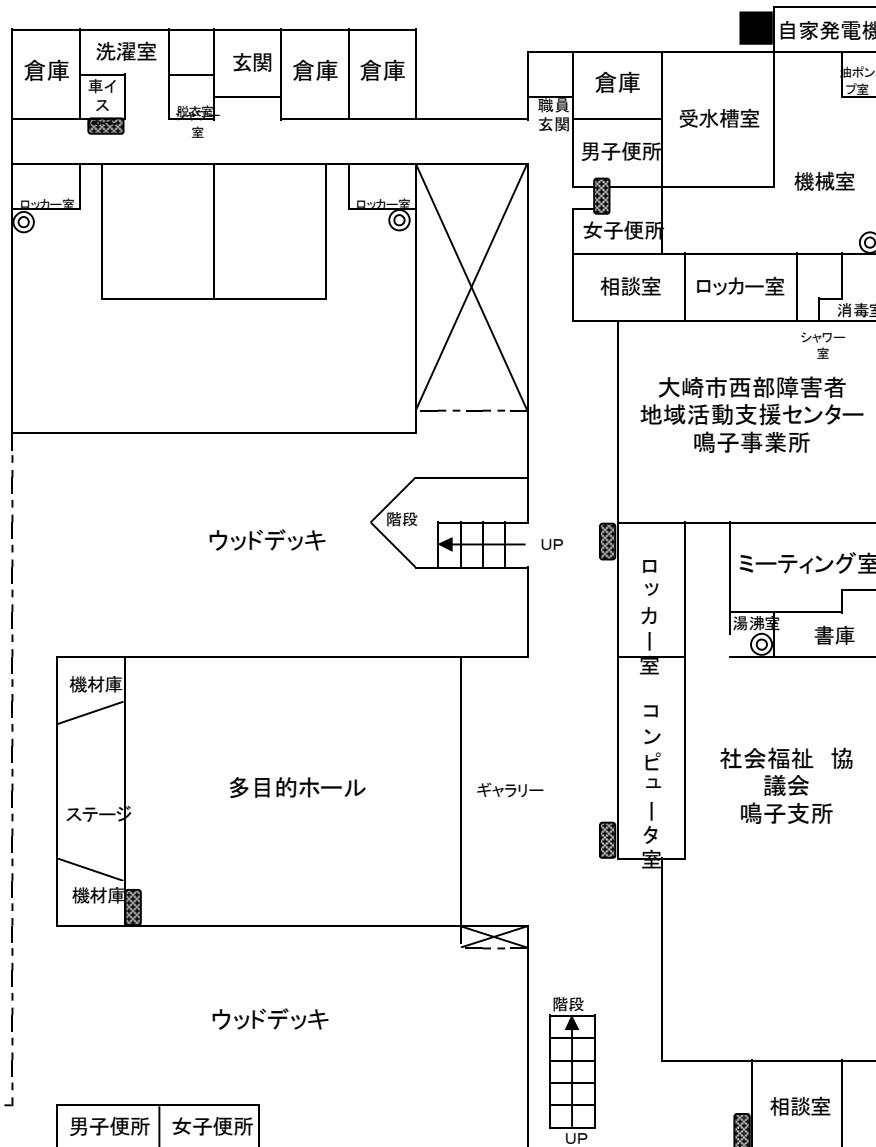
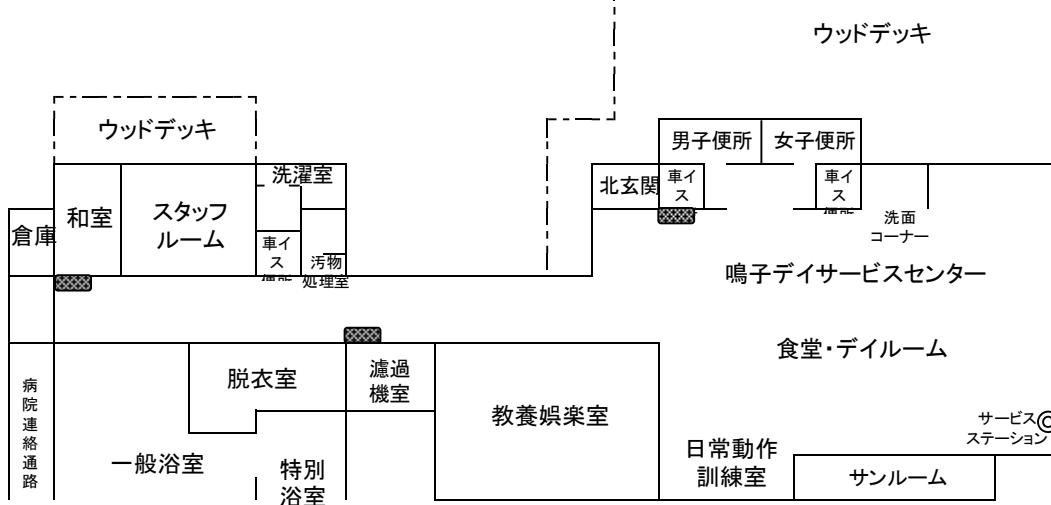
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

# 機械警備業務積算内訳書（参考明細書）

# 大崎市 鳴子保健・医療・福祉 総合センター施設図



1階平面図



|   沐室 —————